

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(子ども家庭分)(令和6年10月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業業務	社会福祉法人 あすなる会	-	R6.10.31	<p>本業務は、堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業実施要綱に基づき、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども(以下ヤングケアラーという。)がいる世帯に対し、支援員を派遣し、育児や家事等の援助を行うものである。本業務の履行にあたっては、育児や家事等の支援を行うだけでなく、ヤングケアラー及びその保護者への接し方、相談への対応法等についての知識、技術等を有している必要があり、子育て世帯家事・育児訪問支援事業について熟知したうえで本業務を履行する必要がある。子育て世帯家事・育児訪問支援事業の詳細な知識や技術のない業者が本業務を履行しようとする適正な支援をすることができず、適正な履行は見込めないため、契約の性質及び目的が競争入札に適用しない。</p> <p>以上のことにより、本業務を適正に履行できるのは、子育て世帯家事・育児訪問支援事業、子育て支援に係る制度に熟知した当該事業者以外にないため、当該相手方と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 訪問派遣 3,000 円/1時間 ほか
2	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業業務	社会福祉法人 コスモス	-	R6.10.31	<p>本業務は、堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業実施要綱に基づき、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども(以下ヤングケアラーという。)がいる世帯に対し、支援員を派遣し、育児や家事等の援助を行うものである。本業務の履行にあたっては、育児や家事等の支援を行うだけでなく、ヤングケアラー及びその保護者への接し方、相談への対応法等についての知識、技術等を有している必要があり、子育て世帯家事・育児訪問支援事業について熟知したうえで本業務を履行する必要がある。子育て世帯家事・育児訪問支援事業の詳細な知識や技術のない業者が本業務を履行しようとする適正な支援をすることができず、適正な履行は見込めないため、契約の性質及び目的が競争入札に適用しない。</p> <p>以上のことにより、本業務を適正に履行できるのは、子育て世帯家事・育児訪問支援事業、子育て支援に係る制度に熟知した当該事業者以外にないため、当該相手方と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 訪問派遣 3,000 円/1時間 ほか